

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	小児医療費助成事務(平成30年5月～) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、小児医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書は、平成30年5月のシステム更新後の小児医療費助成事務について記載する。

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和6年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児医療費助成事務
②事務の概要	<p>相模原市医療費助成条例及び相模原市医療費助成条例施行規則に基づき、市民の健康の保持及び生活の安定を図るため、小児に係る医療費の一部を助成し、もって福祉の増進に寄与することを目的とした事務である。</p> <p>相模原市医療費助成条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号。以下「市番号条例」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・小児医療費助成の受給資格の申請に係る事実についての審査に関する事務・小児医療費助成の受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務
③システムの名称	福祉システム(医療)、中間サーバー、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 市番号条例第4条 別表第1 第2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 市番号条例第4条 別表第2 第3項の表の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター 市長公室 DX推進課
②所属長の役職名	子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長 緑区役所 区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 中央区役所 区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所 区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長 DX推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2—11—15 042—769—8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

相模原市 こども・若者未来局 子育て給付課
相模原市中央区中央2-11-15
042-704-8908

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	相模原市医療費助成条例及び相模原市医療費助成条例施行規則に基づき、市民の健康の保持及び生活の安定を図るため、小児に係る医療費の一部を助成し、もつて福祉の増進に寄与することを目的とした事務である。 相模原市医療費助成条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号。以下「番号条例」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 ・小児医療費助成の受給資格の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・小児医療費助成の受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務	相模原市医療費助成条例及び相模原市医療費助成条例施行規則に基づき、市民の健康の保持及び生活の安定を図るため、小児に係る医療費の一部を助成し、もつて福祉の増進に寄与することを目的とした事務である。 相模原市医療費助成条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第41号。以下「市番号条例」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 ・小児医療費助成の受給資格の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・小児医療費助成の受給資格の更新に係る事実についての審査に関する事務	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の形式的な変更のため)
平成30年8月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項 番号条例第4条 別表第1 第2の項	番号法第9条第2項 市番号条例第4条 別表第1 第2の項	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の形式的な変更のため)
平成30年8月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第8号 市番号条例第4条 別表第2 第3項の表の2の項	事後	重要な変更にあたらぬ。 (法令の形式的な変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	I 関連情報 4. 評価実施機関における担当部署 ②部署	健康福祉局 福祉部 地域医療課、健康福祉局福祉部 城山保健福祉課、健康福祉局 福祉部 津久井保健福祉課、健康福祉局 福祉部 相模湖保健福祉課、健康福祉局 福祉部 藤野保健福祉課、健康福祉局 ことども・若者未来局 緑子育て支援センター、健康福祉局 ことども・若者未来局 中央子育て支援センター、健康福祉局 ことども・若者未来局 南子育て支援センター、緑区役所 区民課、南区役所 区民課、緑区役所 大沢まちづくりセンター、緑区役所 城山まちづくりセンター、中央区役所 大野北まちづくりセンター、中央区役所 田名まちづくりセンター、中央区役所 上溝まちづくりセンター、南区役所 大野中まちづくりセンター、南区役所 麻溝まちづくりセンター、南区役所 新磯まちづくりセンター、南区役所 相模台まちづくりセンター、南区役所 相武台まちづくりセンター、南区役所 東林まちづくりセンター、緑区役所 串川出張所、緑区役所 鳥屋出張所、緑区役所 青野原出張所、緑区役所 青根出張所、企画財政局 企画部 情報政策課	健康福祉局 福祉部 地域医療課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 健康福祉局 ことども・若者未来局 緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所 中央区役所 大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター 企画財政局 企画部 情報政策課	事後	重要な変更にあたらない。 (局、部署の記載方法変更)
平成30年8月24日	I 関連情報 4. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域医療課長 増田美樹夫、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 奈良田明美、相模湖保健福祉課長 根岸和泉、藤野保健福祉課長 角田仁、緑子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 仙波康司、南子育て支援センター所長 佐久間貴子、緑区役所区民課長 笹野清美、南区役所区民課長 宮澤容子、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 水野克己、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 光岡淳、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真、串川出張所長 佐藤尚、鳥屋出張所長 山崎哲男、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 杉本恵司、情報政策課長 井上隆	地域医療課長 増田美樹夫、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、緑子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 仙波康司、南子育て支援センター所長 鈴木葉子、緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、串川出張所長 井上和明、鳥屋出張所長 長田孝宏、青野原出張所長 坂本英治、青根出張所長 井上尚、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真、情報政策課長 二瓶行	事後	重要な変更にあたらない。 (人事異動による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成30年8月14日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
平成30年8月24日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月20日 時点	平成30年8月14日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
平成31年3月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域医療課長 増田美樹夫、城山保健福祉課長 有馬真一、津久井保健福祉課長 佐久間貴子、相模湖保健福祉課長 長島雅典、藤野保健福祉課長 山本美枝子、緑子育て支援センター所長 秋本伸幸、中央子育て支援センター所長 仙波康司、南子育て支援センター所長 鈴木葉子、緑区役所区民課長 笹野清美、大沢まちづくりセンター所長 網本佳代、城山まちづくりセンター所長 岩部正志、串川出張所所長 井上和明、鳥屋出張所所長 長田孝宏、青野原出張所所長 坂本英治、青根出張所所長 井上尚、大野北まちづくりセンター所長 木村達也、田名まちづくりセンター所長 長田浩、上溝まちづくりセンター所長 齊藤規之、南区役所区民課長 宮澤容子、大野中まちづくりセンター所長 小宮豊、麻溝まちづくりセンター所長 今井博之、新磯まちづくりセンター所長 大貫勝、相模台まちづくりセンター所長 長田浩美、相武台まちづくりセンター所長 角田小百合、東林まちづくりセンター所長 菊地原真、情報政策課長 二瓶行	地域医療課長、城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、情報政策課長	事後	重要な変更にあたらない。 (様式の変更)
平成31年2月26日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月14日 時点	平成31年2月26日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
平成31年2月26日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年8月14日 時点	平成31年2月26日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和2年2月21日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月26日 時点	令和2年2月21日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和2年2月21日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月26日 時点	令和2年2月21日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 福祉部 地域医療課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 健康福祉局 こども・若者未来局 緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所 中央区役所 大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター 企画財政局 企画部 情報政策課	健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター 総務局 情報政策課	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和3年2月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域医療課長、城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、情報政策課長	城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所所長、鳥屋出張所所長、青野原出張所所長、青根出張所所長、中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、情報政策課長	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和3年2月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルに関する問合せ 連絡先	相模原市 健康福祉局 福祉部 地域医療課 相模原市中央区中央2—11—15 042-769-8231	相模原市 こども・若者未来局 子育て給付課 相模原市中央区中央2—11—15 042-704-8908	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和3年2月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年2月21日 時点	令和3年2月26日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 市番号条例第4条 別表第2 第3項の表の2の項	番号法第19条第9号 市番号条例第4条 別表第2 第3項の表の2の項	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の形式的な変更のため)
令和4年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局 地域包括ケア推進部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課 こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター 総務局 情報政策課	こども・若者未来局 子育て給付課、緑子育て支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター 市長公室 総合政策部 DX推進課	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和4年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	城山保健福祉課長、津久井保健福祉課長、相模湖保健福祉課長、藤野保健福祉課長、子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長、緑区役所区民課長、大沢まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長、中央区役所区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長、南区役所区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長、情報政策課長	子育て給付課長、緑子育て支援センター所長、中央子育て支援センター所長、南子育て支援センター所長 緑区役所 区民課長、大沢まちづくりセンター所長、城山まちづくりセンター所長、津久井まちづくりセンター所長、相模湖まちづくりセンター所長、藤野まちづくりセンター所長、串川出張所長、鳥屋出張所長、青野原出張所長、青根出張所長 中央区役所 区民課長、大野北まちづくりセンター所長、田名まちづくりセンター所長、上溝まちづくりセンター所長 南区役所 区民課長、大野中まちづくりセンター所長、麻溝まちづくりセンター所長、新磯まちづくりセンター所長、相模台まちづくりセンター所長、相武台まちづくりセンター所長、東林まちづくりセンター所長 DX推進課長	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月26日 時点	令和4年2月28日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和5年3月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター 市長公室 総合政策部 DX推進課	支援センター、中央子育て支援センター、南子育て支援センター 緑区役所 区民課、大沢まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所 中央区役所 区民課、大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター、上溝まちづくりセンター 南区役所 区民課、大野中まちづくりセンター、麻溝まちづくりセンター、新磯まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、相武台まちづくりセンター、東林まちづくりセンター 市長公室 DX推進課	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編による変更)
令和5年3月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月28日 時点	令和5年2月28日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和6年4月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年2月28日 時点	令和6年2月29日 時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)